

中富良野町奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域産業の担い手となる若者の人材確保を図るため、中富良野町内に定住する者が就学のために貸与を受けた奨学金の返還を支援することを目的として実施する中富良野町奨学金返還支援補助金に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金

イ 他の地方自治体が設ける貸与型奨学金

ウ その他町長が認める貸与型奨学金

(2) 個人事業主 個人で農業その他の事業を営む者

(3) 正規社員等 次に該当する者をいう。

ア 雇用形態が次のいずれにも該当する被雇用者

(ア) 期限の定めのない労働契約を締結していること。

(イ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。

(ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算出方法及び支給形態、賞与、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

イ 個人事業主又はその事業に従事する者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請時において中富良野町内に住所を有する者であつて、当該住所が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されているものであり、かつ、当該住所に居住している者であり、1年以上定住する見込みであること。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院及びこれらに準ずる学校を卒業しており、在学期間中に奨学金の貸与を受けて、その返還を行っている者

(3) 正規社員等として個人事業主または法人へ就業している30歳以下(申請初年度の4月1日現在)の者

(4) 奨学金の貸与を受け、その返還に滞納がない者

(5) 奨学金の返還に対し、他からの補助を受けていない者

(6) 町税等を滞納していない者

(補助金の交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内で、奨学金の貸与を受けていた月数の2倍とし、継続した96月間を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の交付を申請する会計年度内に返還する奨学金の額とする。ただし、補助金を受けようとする会計年度の補助金の交付対象期間の月数に2万円を乗じて得た額を限度額とする。なお、公務員は交付対象期間の月数に1万円を乗じて得た額

を限度額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 繰上げ返還等による奨学金の返還額は、補助対象の返還金額に含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、中富良野町奨学金返還支援事業補助金交付(変更承認)申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 奨学金の貸与を受け就学した学校の卒業証明書等の写し

(2) 奨学金の貸与を証する書類の写し

(3) 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し

(4) 次のいずれかに掲げる就労を証するもの

ア 雇用されている場合 雇用証明書(別記様式第2号)

イ 事業を営む場合 引き続き1年以上事業を営んでいることを証するもの(営業証明書、納税証明、登記簿等)

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請する者は、町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないことを確認するために、関係書類の確認に同意しなければならない。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、中富良野町奨学金返還支援事業補助金交付決定(変更承認)通知書(別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知する。

(事業内容の変更申請)

第7条 申請者は、前条の交付決定を受けた内容に変更が生じたときは、交付申請書により、変更に係る関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、事業の変更承認の可否を決定し、交付決定通知書により当該申請者に通知する。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに中富良野町奨学金返還支援事業補助金実績報告書(別記様式第4号)に奨学金の返還の事実を証明するものを添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告書を受理したときは、当該報告書に係る書類等の審査により補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、補助金交付の決定を取消し若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金交付の条件に該当しなくなったとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 不正の行為があったとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に補助金の交付対象者となるものについて適用する